

保健センターからのお知らせ

なくそう！望まない受動喫煙



2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月より全面施行されます。本法律により、国民の皆さまにおかれても、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

■問合せ先 健康増進課 健康増進係 ☎92-2045

改正の趣旨



マナーからルールへ。
どのお店にも、安心して入れる社会への第一歩。

1. 「望まない受動喫煙」をなくす
2. 受動喫煙による健康被害が大きい子ども・患者等には特に配慮が必要
3. 施設の類型・場所ごとに対策を実施

施行スケジュールについて

施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行します。(表1)

基山町役場庁舎は、7月1日より敷地内全面禁煙になります。ご理解とご協力をお願いします。

▽(表1) 法改正後の施行スケジュール

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリンピック・パラリンピック)
1/24	一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)		
7/1	一部施行②(学校・病院・児童福祉施設・役場庁舎等) ※原則敷地内禁煙		
		4/1	全面施行(上記以外の施設) ※原則屋内禁煙

受動喫煙とは？

本人がたばこを吸っていないくても、他の人が吸っているたばこから立ち上る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んで

しまうことをいいます。いずれの煙にもニコチンやタールなどの多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも影響を及ぼします。

たばこを吸わない人は特に受動喫煙に注意しましょう。



たばこを吸わない人は、たばこの煙に対する感受性が高く、煙を吸うと少しの量でも大きな健康影響を受けるとい報告もあります。煙に近づかないように注意してください。

副流煙とは？

紙巻やたばこや葉巻、パイプなどの火をつけた部分から燃えて立ちのぼり、直接空気中に出る煙のこと。

どんな影響があるの？

受動喫煙は、乳幼児突発死症候群、子どもの呼吸器疾患や喘息の誘発の原因となります。特に保護者の喫煙によって、子どもの咳や痰(たん)などの呼吸器疾患や呼吸機能の発達に影響が及ぶこともあります。その他にも急性の循環器への影響など、様々な報告がされています。

基山町総合型地域スポーツクラブ スポーツ大国きのくに 体験会開催！

無料体験

スポーツ大国きのくには、子どもから高齢者まで気軽にスポーツを楽しみ、健康の増進と体力の向上を図ることを目的としたクラブチームです。現在50名の会員と3つの活動があります。各団体、会員募集中です！体験会を随時開催中です。ぜひお越しください。

■問合せ先 まちづくり課 スポーツ大国きのくに事務局 ☎92-7935

スポーツ吹矢

普通の呼吸と違い、胸式と腹式を使って強い呼吸をすることが特徴です。初心者でも楽しめて、筋力の強化や内臓・血液の循環等の活性化にもつながるスポーツです。

実施場所 基山町総合体育館 武道場

活動日 毎週土曜日 10:00～12:00



ガンバルーン体操

椅子に座ってできる、ボールを使った体操で、いつでも、だれでも、どこでも、気軽に楽しむことができみんなと一緒に体を動かす楽しさを味わえる体操です。

実施場所 基山町保健センター

活動日 毎週月曜日 13:30～15:00



ペタンク

目標球（ビュット）に、ボールを投げ合って、相手のボールより近づけることで得点を競い合うスポーツです。チームで作戦を立て対戦したり、年齢を問わず楽しめます。

実施場所 基山町総合体育館 武道場

活動日 毎週水曜日 13:00～15:00



司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155（京町JAスタンド交差点南側）

TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

★相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください★